

その他の土木工事業におけるその他の建設機械等を起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
2	13~14	自社の土場（作業場）でアスファルトフィニッシャーのメンテナンス中に上部に備え付けてあるガスボンベを開栓し降りようとした際に、途中で足を滑らせて1m程落下した。着地の際にバランスを崩していた為、右足を捻り地面で転倒した。	38~29	10
5	11~12	新たに設置する転落防護柵の支柱を建て込むための、コンクリートコア抜き作業を行っていたところ、削孔中に回転軸が歪み、ダイヤモンドピットが停止したため、モーターを上昇させ、ストッパーを固定し、ピット面の状況を確認しようと指を入れた瞬間、何らかの要因でストッパーが外れ、コアドリルが下降してしまい、刃と地盤の間に指を挟み、左手中指第一関節を切断してしまった。	37~9	1
10	14~15	河床内の岩石のはつり作業中、岩石が硬くはつり機（ブレーカー）がはねあがり、左足甲に刺さった。	68~9	1
10	11~12	新築工事現場内で、ボーリングロッドを巻き上げ中ロッドがファスナーに引っ掛かったため、瞬時に巻き上げを解除したらボーリングロッドが落下した。そこへケーシングに掘削水の循環のための機具を取り付けるのに手を入れたため、右手とボーリングロッドが接触し右手（指）を骨折した。前の作業でボーリングロッドには高トルクで回したためのファスナーのすべりによる横傷があった。ボーリングロッド直下、機具を上から取り付ける行為は禁止していたのにも関わらず守れていなかった。	21~9	1
	10~	被災者は、路面排水のコンクリート削孔のため、歩車道境界ブロックの側面に削孔機（径100mm）でコンクリートを削孔中（斜度角約37度）、機械の突先が噛んで機		1

10	11	械本体が回転し、抑えていた左薬指が電源コード及び機械に巻かれ、薬指を骨折した。（原因として、機械をはめ込む固定軸が短かったため、軸装入まで自身で機械を支えていた。）	34	～ 9
11	15～ 16	温泉掘削工事現場において、掘削機械にドリルパイプを追加後、親ロッドを巻き上げてミッションスリップを引き上げる際に右手を親ロッドに添えた状況で巻き上げた。親ロッドが巻き上がることで、スピンドル内に右手小指が挟み込まれて負傷した。	56	1 ～ 9
11	9～ 10	店舗増築工事において敷地外周のフェンス設置で、既設コンクリートブロックの天端に、フェンス基礎の穴をコアカッターにて削孔している時、コアカッター本体を両手で押さえていたが反力で回転し、作業車が回転方向に振られて、1.5m下方の側溝に墜落し骨折した。	49	1 ～ 9
12	9～10	法面工事現場内にて、一度緊張をかけたアンカーの緊張を解放する為に、現場内にあったアンカープレートを利用して、油圧ジャッキにて緊張をしながら楔を抜こうとしたところ、アンカープレートが横滑りし、一度受圧板に当たって跳ね返った先の被災者の左大腿部にアンカープレートがあたり、被災者が転倒した。	47	10 ～ 29
12	9～10	除雪車発着場にて国道及び県道の道路除雪を完了させ戻って来た後、ロータリー除雪車の上の雪をスコップで降ろす作業をしていた。その時足をすべらせて除雪車の上から転落した。落下高さは2.5m程で、落下箇所はコンクリート舗装面に20cm程の新雪が積もっていた。	64	10 ～ 29

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to：https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html